

キジ・ヤマドリ出合数調査に関する現状把握アンケート結果

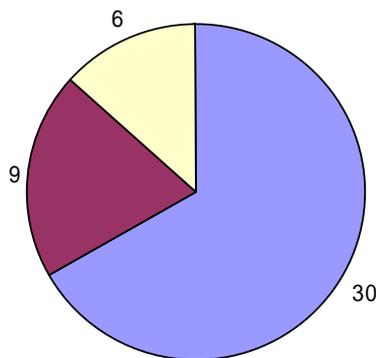
(調査の背景)

キジとヤマドリの保護対策に資する事を目的として、キジは昭和 36 (1961) 年から、ヤマドリは昭和 38 (1963) 年から、初猟日に確認されたキジ・ヤマドリの出合数を各都府県が調査、報告し、結果を環境省でとりまとめている。

本調査結果を、キジ・ヤマドリのモニタリングに係る資料としてより有効に活用するため、改めて調査方法の詳細等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。調査対象は、本調査が継続されている 45 都府県 (以下、単位は省略)。

1. 調査実態について

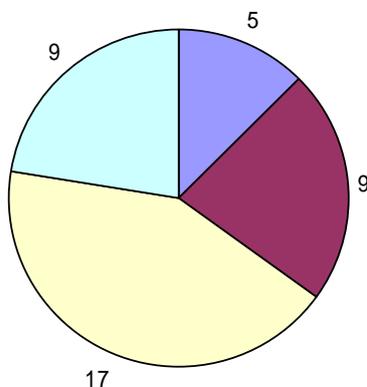
< 調査依頼の流れ >



- 自治体から出先機関を経由して依頼
- 自治体が直接依頼
- 出先機関経由と直接依頼を併用

- ・ 環境省が出合数調査の実施について、毎年、各都道府県に依頼。
- ・ その後、出合数調査実施者に対して、出先機関を経由して調査を依頼しているのが 30、直接調査を依頼しているのが 9、両者を併用しているのが 6 であった。

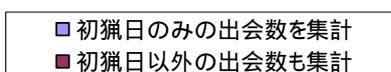
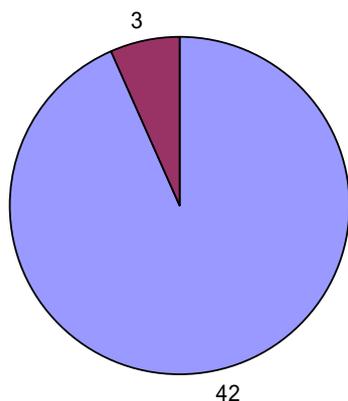
< 調査方法及び調査実施者 >



- 行政職員が実施
- 鳥獣保護員が実施
- 猟友会が実施
- 3パターンのいずれかと併用

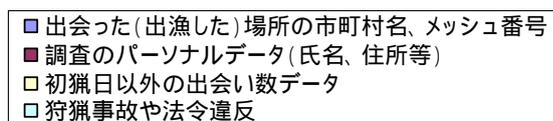
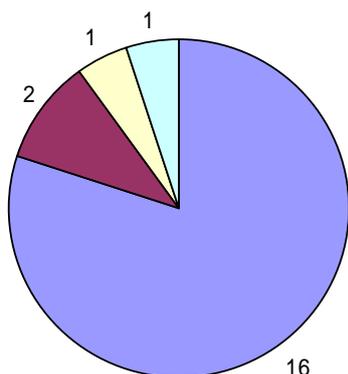
- ・ 実際の出合数調査方法は、地域の猟友会代表者又は行政職員が猟友会員から聞き取る、鳥獣保護員が初猟日巡視時や後日、出猟者に聞き取る、狩猟者登録時に出合数記録表を配布し、登録証と併せて回収、の 3 つに大別。
- ・ 調査実施者は、猟友会代表者又は行政職員、鳥獣保護員、狩猟者各人となる。
- ・ 行政職員が直接行っているものが 5、鳥獣保護員が行っているものが 12、猟友会で行っているものが 17 (内 4 は狩猟者登録証等と一緒に調査票を配布)、いずれか併用が 9 であった。

< 集計データ >



- ・ 集計データは、初猟日（11月1日若しくは15日）のみの出会数を集計している自治体が大半。
- ・ 初猟日から約1週間の期間での出会数を集計しているのは3であった。

< 追加収集データ >



- ・ 環境省が依頼しているデータ以外の追加情報を収集しているとの回答が20あった。
- ・ 追加情報は、出会った場所（出猟場所）の市町村名・メッシュ番号が16（内、メッシュ番号は4）、出会数報告者の氏名・住所が2、初猟日以外のお会い数が1、狩猟事故や法令違反が1であった。

< 調査結果の活用 >

- ・ 調査結果を活用していると回答していたのは8であり、その活用方法は、「都道府県単位での狩猟制限措置の参考資料」が5、「放鳥事業の検証資料等」が3であった。

< 調査結果のフィードバック >

- ・ 結果を調査実施者にフィードバックしているとの回答は8で、大部分が調査結果を出先機関および猟友会へ報告するというものであった。

2 . 結果のまとめ

- ・ 出合数として集計しているデータは、大半が初猟日のみのデータを集計したものであり、調査日のばらつきはほとんどない。
- ・ 鳥獣保護員が巡視中に出猟者から聞き取る方法で調査を行っている自治体は、猟友会単位を対象として聞き取りを行っている自治体に比べて、相対的に聴取人数が少ないと考えられる。
- ・ 猟友会単位で聞き取っている場合は、キジ・ヤマドリの生息していない場所への出猟者の回答も含まれることで、1人当たり出合数が過小評価になっている可能性がある。
- ・ 以上のように、聴取対象となる狩猟者等の人選や人数については自治体毎に異なるため、自治体間で単純に比較を行うことは適切ではないことが示唆された。
- ・ 一方、多くの自治体は、かなり昔から同じ手法で調査を継続していると回答しており、各自治体単体でデータをまとめることで、その自治体における生息動向のトレンドを確認できる可能性があるのではないだろうか。